

<p style="text-align: center;">关于在中国境内无住所的个人居住时间判定标准的公告 财政部 税务总局公告2019年第34号</p> <p>为贯彻落实修改后的《中华人民共和国个人所得税法》和《中华人民共和国个人所得税法实施条例》，现将在中国境内无住所的个人（以下称无住所个人）居住时间的判定标准公告如下：</p> <p>一、无住所个人一个纳税年度在中国境内累计居住满183天的，如果此前六年在中国境内每年累计居住天数都满183天而且没有任何一年单次离境超过30天，该纳税年度来源于中国境内、境外所得应当缴纳个人所得税；如果此前六年的任一年在中国境内累计居住天数不满183天或者单次离境超过30天，该纳税年度来源于中国境外且由境外单位或者个人支付的所得，免于缴纳个人所得税。</p> <p>前款所称此前六年，是指该纳税年度的前一年至前六年的连续六个年度，此前六年的起始年度自2019年（含）以后年度开始计算。</p> <p>二、无住所个人一个纳税年度内在中国境内累计居住天数，按照个人在中国境内累计停留的天数计算。在中国境内停留的当天满24小时的，计入中国境内居住天数，在中国境内停留的当天不足24小时的，不计入中国境内居住天数。</p> <p>三、本公告自2019年1月1日起施行。</p> <p>特此公告。</p> <p style="text-align: right;">财政部 税务总局 2019年3月14日</p>	<p style="text-align: center;">中国国内に住所がない個人の居住期間の判定基準に関する公告 財政部 税務総局公告 2019 年第 34 号</p> <p>改定後の《中華人民共和国個人所得税法》および《中華人民共和国個人所得税法实施条例》を徹底・実行するため、ここに中国国内に住所がない個人（「住所がない個人」）の居住期間の判定基準について以下の通り公告する：</p> <p>一、住所がない個人の一納税年度内の中国国内の居住が累計で満 183 日であり、これ以前の 6 年において中国国内の毎年の累計居住日数がすべて満 183 日かついずれの一年も一回当たり 30 日を超過する出国がない場合、当該納税年度の中国国内・国外を源泉とする所得は、個人所得税を納付しなければならない；これ以前の 6 年のいずれかの一年の中国国内の累計居住日数が 183 日に満たないあるいは一回当たりの出国が 30 日を超過する場合、当該納税年度の中国国外を源泉とし、かつ国外単位あるいは個人から支払われる所得は、個人所得税の納付を免除する。</p> <p>前項でいうこれ以前の 6 年とは、当該納税年度の前年から 6 年前までの連続する 6 年度を指し、当該 6 年の起算年度は 2019 年（2019 年を含む）以降の年度より計算を開始する。</p> <p>二、住所がない個人の一納税年度内の中国国内の累計居住日数は、個人の中国国内に滞在する累計の日数に基づき計算する。中国国内の滞在当日が満 24 時間である場合、中国国内居住日数に計上し、中国国内の滞在当日が 24 時間に満たない場合、中国国内居住日数に計上しないものとする。</p> <p>三、本公告は、2019 年 1 月 1 日より施行する。</p> <p>特にここに公告する。</p> <p style="text-align: right;">財政部 税務総局 2019 年 3 月 14 日</p>
--	---